

2011 年 9 月 16 日

アフガニスタン国における無償資金協力案件の概略事業費積算にかかる

復興支援特別手当の計上方法について

資金協力支援部

設計・積算審査室

1. 趣旨

本邦コンサルタント、調達代理機関及び施設の建設、資・機材の調達等にかかる本邦業者（以下コンサルタント等という）がアフガニスタンへ派遣する日本人派遣要員（以下派遣要員という）の確保を容易にするために、精神的・身体的負担の著しい環境下での業務に対する措置として、復興支援特別手当を、概略事業費（無償）の積算において計上する。

2. 対象者

アフガニスタン国内で業務に従事するコンサルタント等派遣要員。

3. 手当

現地滞在期間（現地到着日から出発日まで）を対象として、上限日額 3,000 円。

4. 適用開始日

平成 23 年 9 月 26 日以降の閣議請議案件より適用する。

以上